

在宅サービス

身 難 児

1 補装具の交付・修理を受けるには

障がいのある方に対し、市町村長が補装具の購入、借受け又は修理が必要と認めた場合、その費用が補装具費として支給されます。ただし、原則1割の定率負担があります。(所得に応じて月当たりの上限額が設定されます。)

補助装具の種目	身体障がい児・者		備 考
	18歳未満	18歳以上	
義 肢	○	○	義手・義足
装 具	○	○	上肢、下肢、靴型、体幹
姿勢保持装置	○	○	
視覚障害者 安全つえ	○	○	
義 眼	○	○	
眼 鏡	○	○	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補聴器	○	○	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
車椅子	○	○	モジュラー方式、レバー駆動型含む
電動車椅子	○	○	
歩行器	○	○	
歩行補助つえ	○	○	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
座位保持椅子	○		
起立保持具	○		
頭部保持具	○		
排便補助具	○		
重度障害者用 意思伝達装置	○	○	
人工内耳用音 声信号処理装 置(修理のみ)	○	○	

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

2 軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用等の助成を受けるには

児

軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費用等の一部が助成されます。

利用 できる方	以下に該当する県内在住の18歳未満の児童 ・聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること。 ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
助成額	助成額は、基準額又は補聴器の購入等にかかった費用のいずれか低い額の3分の2以内の額となります。 なお、市町村が事業を実施していない場合は助成を受けることができません。
手 続	申請書、専門医の意見書及び見積書を窓口へ提出してください。
窓 口	市町村障がい福祉担当課（中核市を除く。）

3 日常生活用具の給付・貸与を受けるには



重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具が給付又は貸与されます。

<給付、貸与される用具は次の6種類>

・ 介護、訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの

(例) 特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド 等

・ 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、障がい者等の入浴、食移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

(例) 頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、火災警報器、電磁調理器等

・ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

(例) 透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車、盲人用体重計等

・ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

(例) 携帯用会話補助装置、視覚障害者用活字文書読上げ装置、福祉電話等

・ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの

(例) ストーマ装具 (ストーマ用品、洗腸用具)、紙おむつ類、収尿器等

・ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)

障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

<給付・貸与の対象となる用具の要件は、次の3点すべてに合致するもの>

- ・ 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・ 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するもの
- ・ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。

※ 具体的な品目、利用者負担額等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

4 居宅生活における支援（ホームヘルプサービス等）を利用するには

訪問系サービス（障害福祉サービス）



在宅で生活する障がい者、障がい児及び難病患者の方にホームヘルパー等を派遣して日常生活における必要な支援を行います。

支援の種類及び内容	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。また、通院等のための乗車又は降車の介助も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	行動上著しい困難を有する（自己判断能力が制限されている）方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
費用負担	負担能力に応じた上限月額を設定（ただし、費用の一割相当額を超えるときは、当該1割相当額） 下記の利用者負担額表をご覧ください。	

<利用者負担額（障がい者等の場合）>

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※ 入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者を除きます。（注3）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1） 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2） 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3） 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

<利用者負担額（障がい児の場合）>

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円 ^(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

(注) 収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

<所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおり>

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者等 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障がい等のある方とその配偶者
障がい児等 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

5 地域生活支援事業等（市町村事業）



市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて事業の実施やサービスの提供を行っています。

(1) 地域生活支援事業

主な項目		内 容
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある方に対する理解を深めるための教室・イベント開催や広報活動等
	自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族又は地域住民等による自発的な活動（例：ピアサポート）への支援
	相談支援事業	障がいのある方などからの相談対応や権利擁護のための援助
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用にあたり、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がいや精神障がいのある方への支援
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修実施等
	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等の意思疎通の支援

		(手話通訳、要約筆記 (P47) 及び点訳、代筆、代読等)	
	日常生活用具給付等事業 (P41)	自立生活支援用具等の給付又は貸与 (介護・訓練、在宅療養及び情報・意思疎通等の支援用具の給付や貸与)	
	奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施	
	移動支援事業 (P47)	屋外での移動が困難な障がいのある方の外出の際の移動を支援	
	地域活動支援センター (P46)	障がいのある方の創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の機会を提供	
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営	居宅において生活することが困難な障がいのある方への居室その他の設備の利用を支援
		訪問入浴サービス	身体障がいのある方の居宅を訪問して入浴サービスを提供
		生活訓練等	日常生活上必要な訓練及び指導を実施
		日中一時支援	障がいのある方への日中活動の場の提供等
		地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業	同センターと連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案し事業所等の円滑な利用に向けた調整等
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がいのある方等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を実施
		芸術文化活動振興	障がいのある方等へ芸術文化活動の機会を提供するとともに創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を実施
		点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために地域生活を営む上で必要な情報を提供
		家庭・教育・福祉連携推進事業	教育と福祉の連携のため、関係者が一堂に集う場の設置や障がい者福祉制度の周知を図るための関係者の合同研修等の実施
	就業・就労支援	盲人ホームの運営	視覚障がいのある者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより視覚障がい者の就業・就労促進を図る
		知的障害者職親委託	職親に委託することが適当とされた知的障がいのある方を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を実施

(2) 地域生活支援促進事業

主な項目	内 容
発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障がいがある方の特性を踏まえた先進的な取組を行うモデル事業
障害者虐待防止対策支援事業	虐待時の対応のための体制整備など
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のための普及啓発
発達障害児及び家族等支援事業	発達障がい児者及びその家族に対するピアサポート等支援
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護利用者の大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供
地域生活支援事業の効果的な取組推進事業	地域生活支援事業の実態把握調査及び効果的な取組の実施を推進
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤等を支援
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	意思疎通支援に従事する者のスキルアップ等を図る
地域における読書バリアフリー体制強化事業	視覚障がいのある方等の読書環境の整備を図る

※ 実施の有無、対象者や費用負担等の実施内容については、市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------

6 施設での一時的介護等を利用するには

身 知 精 難 児

(1) 障がい児者等の短期入所

在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、施設等において当該障がい児者を介護します。

実施施設	指定短期入所事業所
利用期間	市町村が決定する期間
費用負担	利用者負担額及び食費等の実費負担があります。
窓 口	市町村障がい福祉担当課

(2) 障がい児者等のタイムケア

身 知 精 児

在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、登録介護者が時間単位で介護サービスを提供します。

介護委託先	・近隣、知人 ・社会福祉法人、福祉公社、市町村社協、民間団体等
利用期間	年 300 時間以内（時間単位の利用可）
費用負担	食費その他の実費について負担があります。
窓 口	市町村障がい福祉担当課

(3) 地域活動支援センター

身 知 精 難

障がい者等の創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の機会を提供します。地域の実情に応じて以下の事業を実施しています。

内 容	<p>ア 基礎的事業の場合 創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の事業を実施します。</p> <p>イ 地域活動支援センターⅢ型の場合 アに加え、障がい者等に対して就労の機会、日中活動の場等を提供し、社会参加の促進を支援します。</p> <p>ウ 地域活動支援センターⅡ型の場合 アに加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>エ 地域活動支援センターⅠ型の場合 アに加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を相談支援事業と併せて実施します。</p> <p>※ 事業形態、利用者負担の有無等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。</p>
窓 口	市町村障がい福祉担当課

7 外出時の付き添いが必要なときには

(1) 移動支援

身 知 精 難 児

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

個別支援の場合	個別に支援が必要な方へのマンツーマンによる支援
グループ支援の場合	複数の方への同時支援や屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送による支援の場合	福祉バス等車両の巡回や経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等による支援
窓 口	市町村障がい福祉担当課

※ 対象となる方、利用者負担額等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

身

重度の盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

利用できる方	身体障害者手帳の交付を受け、視覚障がい及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が1級または2級の方
窓 口	(福) 長野県聴覚障害者協会

(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

身

言語機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある失語症者に対してコミュニケーション及び移動等の支援を行う、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

利用できる方	失語症であることが確認できる身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている方。 初診日から6か月以上経過した医師の診断書・意見書において失語症と診断されている方。
窓 口	(福) 長野県言語聴覚士会

8 手話通訳・要約筆記者を利用するには

身

聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳・要約筆記者を派遣します。

利用できる方	聴覚障がい者及び音声、言語機能障がい者
窓 口	市町村障がい福祉担当課

9 身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付を受けるには

身

身体障がい者に身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）が給付されます。

利用できる方	盲導犬 視覚障がい者（1級） 介助犬 肢体不自由者（1・2級） 聴導犬 聴覚障がい者（2・3級） ・18歳以上で、県内に1年以上居住している方 ・身体障がい者補助犬を適切に飼育し、利用できる方
訓練等	身体障がい者補助犬を使用するために必要な訓練を行います。なお、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります。 また、身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です。
窓口	市町村障がい福祉担当課（盲導犬、介助犬） 保健福祉事務所福祉課（聴導犬）

10 通園等に係る交通費等の助成を受けるには

身

知

通園に要した交通費や、施設入所児（者）の帰省のための有料道路通行料金等の一部が助成されます。

<通園費補助>

利用できる方	児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（旧児童福祉法に基づく知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び難聴幼児通園施設に限る）に通園する児童及び付添人（就学奨励費の対象児童及び付添人は除く）	
対象経費	公共交通機関利用の場合	1か月2,000円を超える部分の額
	自家用車利用の場合	ガソリン代のうち1か月2,000円を超える部分の額
補助率等	県1/4・市町村1/4・本人2/4	
その他	学齢後の児童及び付添人に対する助成は、世帯の収入額により異なります。	

<有料道路等通行料金補助>

補助対象経費	次のために有料道路を利用した場合の通行料金。（ただし、有料道路通行料金の割引を受けた場合を除く） (1) 心身障がい児施設に入所している児童の帰省又は児童との面会 (2) 心身障がい者施設に入所している者の帰省 (3) 重度心身障がい児者の通院
補助率等	県1/4・市町村1/4・本人2/4
窓口	市町村障がい福祉担当課

※ 市町村が事業を実施していない場合は助成を受けることはできません。

11 駐車禁止規制の適用除外を受けるには



駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

＜駐車禁止規制の適用除外の対象者は以下のとおり＞

		1級	2級	3級	4級
身体障がい	視覚	○	○	○	△
	聴覚		○	○	
	平衡			○	
	上肢	○	△		
	下肢	○	○	○	○
	体幹	○	○	○	

		1級	2級	3級	
身体障がい	脳原性	上肢	○	○	
		移動	○	○	
	内部		○		○
	肝臓免疫		○	○	○
知的障がい		療育手帳のA			
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳の1級			

- ※1 ここでいう内部とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸の機能障がいのことをいいます。
 2 免疫とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことをいいます。

窓口	警察署（手帳を持参し、申請書を窓口に提出）
----	-----------------------

12 放課後の遊びや生活の場を利用するには



家にひきこもりがちな障がい児に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、他の児童等との交流を促進するため、児童クラブに障がい児を積極的に受け入れ、障がい児の健全育成や自立促進を図ります。

利用できる方	身体障害者手帳又は療育手帳を所持する障がい児及び医師等が障がい児に準ずる支援が必要と認める児童等で義務教育を受けている児童生徒
実施場所	児童館、公民館、学校の余裕教室等
窓口	市町村児童福祉担当課もしくは市町村教育委員会

13 積雪時の除雪が必要なときは（住宅除雪支援員の派遣）

積雪時における地域の皆さまの暮らしを守るため、市町村長が必要と認める世帯に対し、住家及び日常生活に必要な物置や車庫の除排雪、当該住家に住む方の外出等に必要な玄関先除雪を行う住宅除雪支援員を派遣します。

利用できる方	特別豪雪地帯市町村内で、自己の資力（原則として、市町村民税所得割非課税世帯となる所得）及び労力をもって屋根等の除雪をすることができない世帯
窓口	市町村福祉担当課

14 在宅で理容・美容サービスを受けるには



理容所・美容所への来店が困難な場合には、在宅のまま出張による理容・美容サービスを受けることができます。

<窓 口>

下記の各組合の県事務局又は各支部にご相談（下記ホームページからも店舗をご確認いただけます。）いただくか、出張理容・美容サービスをしてくれる理容師・美容師をご自身でお探しいただくこととなります。

各組合では、高齢者や障がい者の方々に安全で快適なサービスを提供するために、理容や美容の技術だけでなく、そうしたお客様の身体状況や障がいの特性に応じた対応をするための知識や技術を身につけた、「ケア理容師」・「ハートフル美容師」の養成を行っています。

		長野県理容生活衛生同業組合	長野県美容業生活衛生同業組合
県 事務局		電 話 0263-33-6650 F A X 0263-36-7356 メール nagano@riyo.or.jp ホームページURL http://www.nagano-riyo.jp/	電 話 026-228-0404 F A X 026-228-3620 メール biyou-na@ba-nagano.or.jp ホームページURL http://nagano.perma.jp/ (改修により8月頃まで停止)
支 部 名		電話番号	
東 信	佐 久	0267-67-3622	0267-23-1723
	小 北	0267-32-8004	(佐久支部)
	上 小	0268-62-0314	0268-27-0397
南 信	諏 訪	0266-62-8081	0266-58-9872
	岡 谷	0266-22-5630	0266-27-2420
	上伊那	(伊那支部)	0265-71-7557
	伊 那	0265-72-6356	(上伊那支部)
	伊 南	0265-82-2744	—
	飯 伊	(飯田下伊那支部)	0265-49-0034
中 信	飯田下伊那支部	0265-53-0286	(飯伊支部)
	木 曾	0264-42-3361	(中信支部)
	中 信	—	0263-36-8095
	松 本	0263-29-2323	(中信支部)
	塩 尻	0263-52-4456	(中信支部)
	安曇野	0263-82-7943	0263-94-2092
北 信	大 北	0261-22-0752	0261-23-0885
	埴 科	026-272-0821	(北信支部)
	更 級	026-284-3416	(しなの支部)
	長 野	026-257-3487	(しなの支部)
	しなの	—	026-214-3072
	北 信	—	026-248-1775
	須 高	026-245-2820	(北信支部)
	中 高	0269-22-5649	(北信支部)
飯 水	0269-85-2089	(北信支部)	

※ なお、出張業務を行う理容師・美容師が、業務中の万一の事故に備えた「損害賠償責任保険」に加入しているかどうか、ご確認されることをお勧めします。（上記の各組合に加盟している店舗（理容師・美容師）は、出張業務中に発生した事故に対応できる「損害賠償保険」に加入しています。）

15 在宅で歯科診療を受けるには

(1) 長野県在宅歯科医療連携室



長野県では、長野県歯科医師会に委託し、在宅で療養している方やお身体が不自由な方等、歯科医院への通院が困難な方のための電話相談窓口「長野県在宅歯科医療連携室」を設置し、在宅で歯科診療を受けたい方やご家族からのご相談に応じています。

対応は原則として歯科衛生士が行い、アドバイスや必要に応じて訪問診療が可能な歯科医院との連絡調整を行います。

相談等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で歯科医療や口腔ケア指導等を希望する方からの相談 ・在宅歯科医療を実施する診療所の紹介 ・在宅歯科医療に関する医療や介護・福祉の関係者等との連携調整
窓 口	<p>長野県在宅歯科医療連携室 平日（土・日、祝祭日を除く） 10時～16時 電話 026-215-5015 F A X 026-222-3060</p>

(2) 在宅重度心身障がい児（者）の訪問歯科健診

在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通して健康の維持・増進を図るため、在宅の重度心身障がい児（者）に対する訪問歯科健診を実施します。

対象となる方	<p>基本的には、アからエの項目すべてに該当する障がい児（者）を対象とします。 しかし、アの該当者で、療育手帳の交付を受けていない障がい児（者）でも、市町村において重度心身障がい児（者）と判断される場合は対象とします。</p> <p>ア 身体障害者手帳の肢体不自由1級から3級の交付を受けている方 イ 療育手帳A1またはA2の交付を受けている方 ウ 長野県内に住所を有し、在宅で介護を受けており、外出が困難である方（保育所、幼稚園、学校等に通所、通園、通学していても、施設内で実施する歯科健診を受けられない状態である場合を含む） エ 介護保険制度を利用していない方</p> <p>※ 希望者全てに実施できるとは限りません。</p>
窓 口	<p>令和7年7月末頃までに、在住の市町村歯科保健担当または福祉担当課にお問い合わせください。</p>